

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

市立病院	(平成 29 年度)	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置	
<p>3 組織・運営</p> <p>(6) 兼業許可の確認不備</p> <p>兼業許可に際して、報酬支払者が倫理規程で禁止されている職務上の利害関係者に該当しない点の十分な確認が行われていない。</p> <p>兼業許可の審査において、利害関係者との取引リスクの有無を確かめる。</p> <p>また、定期的に、製薬メーカーの情報開示資料をもとに、兼業許可申請の正確性を確かめる。</p>	<p>学術講演会の講演を行う等の兼業許可にあたっては、平成 30 年 9 月 20 日付で兼業許可手続きを一部改め、講演会等の主催団体等の代表者から「兼業依頼に係る証明書」を提出させ、利害関係者との取引リスクの有無を確かめることとした。</p> <p>また、定期的に関連会社のホームページを確認することにより、兼業許可申請の正確性を確かめることとした。</p>	